

安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する勧告（第二百七号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千二十三年六月五日にその第百十一回会期として会合し、

第百十回会期（二千二十二年六月）において採択した安全かつ健康的な作業環境を労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の枠組みに含める決議を想起し、

安全かつ健康的な作業環境を労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の枠組みに含める決議の採択に伴って必要とされる補充的改正を、二千二年の協同組合の促進勧告（第百九十三号）、二千四年の人的資源開発勧告（第百九十五号）、二千六年の雇用関係勧告（第百九十八号）、二千十年のHIV及びエイズ勧告（第二百号）、二千十二年の社会的な保護の土台勧告（第二百二号）、二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）及び二千十七年の平和及び強靱性^{じん}のための雇用及び適切な仕事勧告（第二百五号）に加えることを目的とする改正に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであると考えて、

次の勧告（引用に際しては、二千二十三年の安全かつ健康的な作業環境（補充的改正）勧告と称することができる。）を二千二十三年六月十二日に採択する。

1 二千二年の協同組合の促進勧告（第百九十三号）前文中「国際労働総会より千九百九十八年のその第十六回会期において採択された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」、同勧告8(1)(a)及び二千四年の人的資源開発勧告（第百九十五号）前文中「労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」、二千六年の雇用関係勧告（第百九十八号）前文及び二千十年のHIV及びエイズ勧告（第二百号）35中「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」並びに二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）前文並びに二千十七年の平和及び強靱性^{じん}のための雇用及び適切な仕事勧告（第二百五号）前文、23(a)及び41(c)中「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置」を「二千二十二年に修正された千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」に改める。

2 二千二年の協同組合の促進勧告（第百九十三号）前文中「千九百七十五年の人的資源開発条約及び千九百七十五年の人的資源開発勧告」の下に「千九百八十一年の職業上の安全及び健康に関する条約（第百五十五号）」を加え、「並びに千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約」を「千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約並びに二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第百八十七号）」に改める。

3 二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）中

(a) 前文第八段落中「八」を「十」に改める。

(b) 16に次のように加える。

(e) 安全かつ健康的な作業環境

(c) 附属書見出し「国際労働機関の文書」の小見出し「基本条約」中「千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）」を「千九百八十一年の職業上の安全及び健康に関する条約（第百五十五号）」に改める。

二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第百八十七号）

号)

「千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約
に改め、同見出しの小見出し「その他の文書」中 二千一年の農業における安全及び健康条約

」

二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条

(第百五十五号)

(第百八十四号) 及び勧告(第百九十二号) を「二千一年の農業における安全及び健康条約(第百八

約(第百八十七号)

」

十四号) 及び勧告(第百九十二号)」に改める。

4 二千十二年の社会的な保護の土台勧告(第二百二号) 前文中「公正なグローバル化のための社会正義に
関する国際労働機関宣言」並びに二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告(第二百四号)
前文及び二千十七年の平和及び強靱性^{じん}のための雇用及び適切な仕事勧告(第二百五号) 前文中「二千八年
の公正なグローバル化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言」を「二千二十二年に修正された二
千八年の公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言」に改める。

5 国際労働事務局長は、この勧告によって改正された、1から4までに掲げる勧告の原本を用意させ、そ

の認証謄本を各加盟国に送付しなければならない。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて二千二十三年六月十六日に閉会を宣言されたその第百十一回会期において、正当に採択した勧告の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千二十三年六月十六日に署名した。

総会議長

アリ・ビン・サミー・アール・マリ

国際労働事務局長

ジルベール・F・ウングボ